

# 社会福祉連携推進法人制度の 具体的内容とは

2020年6月12日に、社会福祉連携推進法人制度の創設を盛り込んだ「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました（改正法の施行は2021年4月1日。社会福祉連携推進法人制度については公布から2年を超えない日、施行までに半年程度の周知期間を想定）。2020年11月から同制度の具体的内容について検討してきた「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」は、2021年5月14日にとりまとめを公表しました。その内容をみていきます。

## 福祉サービス事業者間の 連携・協働を目指して

人口の急速な高齢化や福祉ニーズの複雑化・複合化のなか、社会福祉法人には、経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。この状況を受け、2019年度に開催された「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」に

より、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設が提言された。その後、2020年6月に「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立・公布され、同法に基づき「社会福祉連携推進法人」制度が創設されることとなった。

社会福祉連携推進法人は、地域共生社会の実現に向け、地域ニーズに対応した新たな取り組みの創出、その担い手である福祉・介護人材の確保・育成等を進めていく観点から、地域の福祉サービス事業者間の連携・協働のためのツールとして有効に活用されることが期待されている。

2020年11月から社会福祉連携推進法人の業務内容やガバナンス、具体的な運営のあり方等について検討してきた「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」は、2021年5月14日にとりまとめを公表した。とりまとめでは、社会福祉連携推進法人の特徴として、

- 自主的な連携と比べ、個々の法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携が可能であること
- 社会福祉協議会と比べ、業務の実施区域が

限定されていないことから広範囲での連携が可能であり、また、連携する合意のとれた法人同士で設立ができること

○連携のための法人形態を社会福祉法人とする場合と異なり、社会福祉事業を実施する必要がなく、法人同士の連携業務のために設立ができること

をあげ、同じ目的意識をもつ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となることをメリットとしている。

社会福祉連携推進法人ができる社会福祉連携推進業務は、①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務、の6つがあり、この中から全部または一部を選択して実施することとなるが(図1)、どの業務を行うかは当該法人の判断であることから、

○地域福祉支援業務等を中心に、市町村域において法人種別を超えた連携支援を行うタイプ

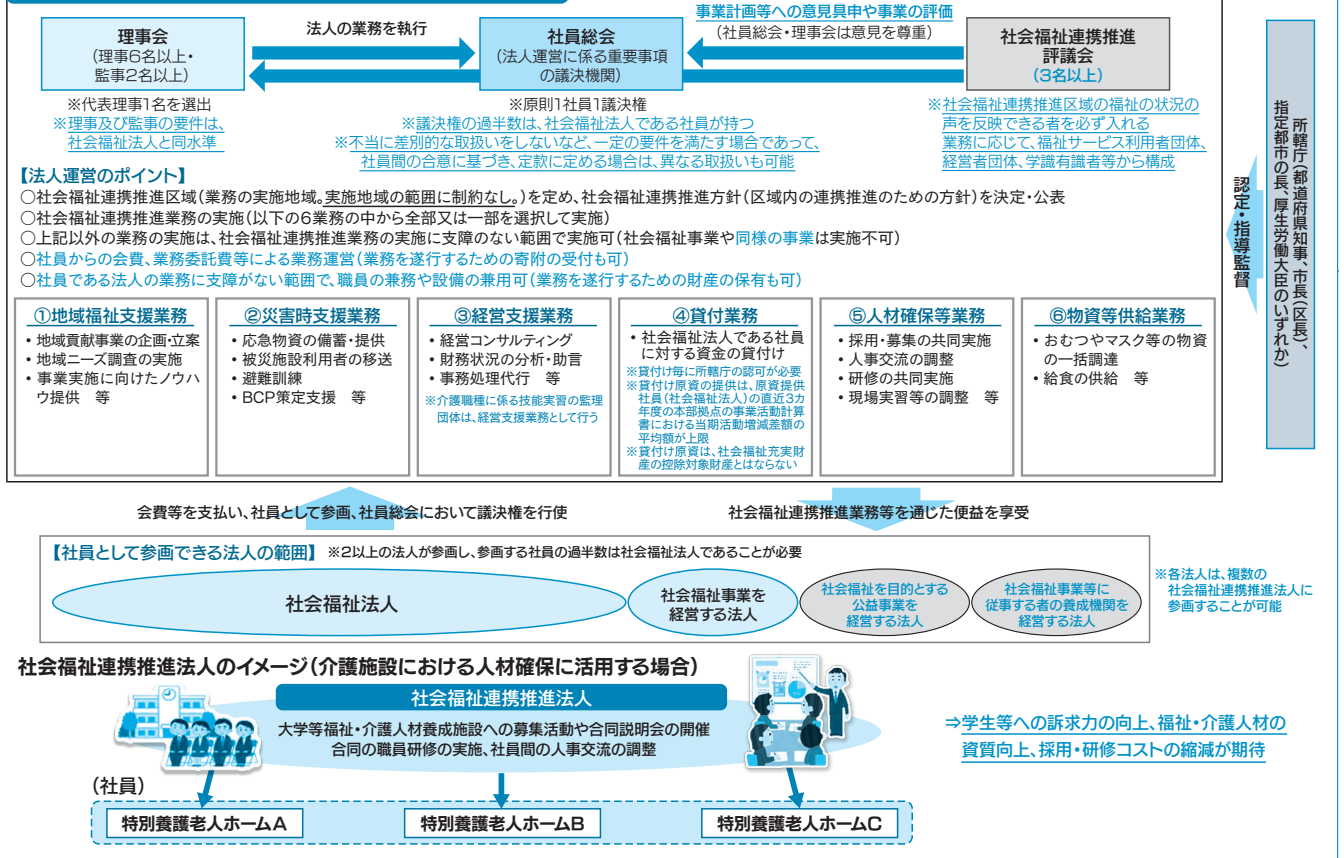
○人材確保等業務等を中心に、都道府県域等において特定法人種別が広域的に連携するタイプ



図1 社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
  - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



社会福祉連携推進法人ができる6つの業務

社会福祉連携推進法人ができる6つの業務の内容をみてみよう。

△①地域福祉支援業務▽

①の地域福祉支援業務については、(ア)地域福祉の推進に係る取り組みであること、(イ)当該取り組みを社員が共同して行うものであること、(ウ)当該取り組みを社会福祉連携推進法人が支援するものであること、に該当している必要がある。(ウ)は、福祉サービスの提供は社員が行うことを前提として、社員間の情報共有や連絡調整、ノウハウの共有等といった連携強化のための支援のことをいう。なお、社会福祉連携推進法人の業務は法律上「支援」となっていることから、原則として、社会福祉連携推進法人自体が主体となって、地域住民等に対し、社会福祉事業その他社会福祉関係の福祉サービスを提供するような取り組みは該当しない。

具体的な内容としては、

- 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施
- ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取り組みの企画立案、支援ノウハウの提供
- 取り組みの実施状況の把握・分析

この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者(独立行政法人福祉医療機構)ならびに著作権者の許可を得ない複製(コピー)、再配布を、固くお断りいたします。

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

### 定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、発送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

### お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階  
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課  
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949